



岐阜市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 7 月 1 日

岐阜市長

柴橋 正直

岐阜市条例第 32 号

岐阜市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年岐阜市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(経営の基本) 第2条 (略) 2 事業の経営の規模は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 下水道事業 ア (略) イ 処理人口 <u>338,200人</u> ウ 1日最大処理水量 <u>214,900立方メートル</u>	(経営の基本) 第2条 (略) 2 事業の経営の規模は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 下水道事業 ア (略) イ 処理人口 <u>358,700人</u> ウ 1日最大処理水量 <u>216,200立方メートル</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。